

十日町市重点支援臨時対応事業所省エネ化促進支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 原油価格高騰等の影響を踏まえ、市内事業者が行う省エネルギー設備への入替えや断熱及び遮熱性能の高いリフォーム工事に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 省エネルギー設備への入替え

エアコン、照明器具、電球、冷蔵庫、冷凍庫、ボイラ、給湯器及びコンプレッサ一等を省エネルギー設備に入れ替える事業

(2) 省エネルギー化リフォーム工事

断熱及び遮熱性能の向上によりエネルギー消費の抑制に寄与するリフォーム工事

(交付基準)

第3条 この補助金は、予算の範囲内において、別表に定める基準により交付するものとする。ただし、別表に定める補助対象者（以下「補助事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る店舗等

(2) 十日町市暴力団排除条例（平成24年十日町市条例第4号）第2条に規定する

暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有している者が営業している店舗等

2 補助対象事業に関し他の補助金を受けている場合は、補助対象経費からその額を差し引くものとする。

(補助対象事業の要件)

第4条 第2条の補助対象事業は次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 令和9年2月28日までに完了する事業であること。
- (2) 入れ替える既設の設備が、過去に十日町市事業所省エネ化促進支援事業若しくは国、県等の補助事業等を活用したものでないこと。
- (3) 設備の入替え及び設置工事又はリフォーム工事は、市内に本社又は営業所がある事業者への発注であること。ただし、納期及び工期等の事情により、期間内に事業が完了できない場合はその限りでない。
- (4) 補助対象事業が既設の施設に対するものであること。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、十日町市重点支援臨時対応事業所省エネ化促進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付し、提出しなければならない。

2 同一事業者による申請は、同一年度内1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に対し、十日町市重点支援臨時対応事業所省エネ化促進支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

(補助金の変更等の申請)

第7条 補助事業者は、第5条の内容、若しくは交付申請の額を変更又は補助事業（第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業をいう。以下同じ。）を廃止しようとするときは、あらかじめ十日町市重点支援臨時対応事業所省エネ化促進支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）又は十日町市重点支援臨時対応事業所省エネ化促進支援事業補助金廃止承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の変更等の決定)

第8条 市長は、前条の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、承認する場合は、補助事業者に対して、十日町市重点支援臨時対応事業所省エネ化促進支援事業補助金変更承認通知書（様式第5号）又は廃止承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに十日町市重点支援臨時対応事業所省エネ化促進支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添付し、提出しなければならない。

（補助金額の確定及び交付）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告請求を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、十日町市重点支援臨時対応事業所省エネ化促進支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知の後、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要領の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者に対し、十日町市重点支援臨時対応事業所省エネ化促進支援事業補助金取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、十日町市重点支援臨時対応事業所省エネ化促進支援事業補助金返還命令書（様式第10号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は令和8年4月1日から適用する。

別 表

補助対象事業	(1) 省エネルギー設備への入替え	(2) 省エネルギー化リフォーム工事
補助対象者	<p>第2条に定める事業を行う者で、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 市内に本社又は主たる事業所を有する事業者</p> <p>(2) 市税の滞納がない者</p>	
補助対象設備及び工事	<p>以下の全ての要件を満たす設備であること。</p> <p>(1) 商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて使用している設備を同等の出力・能力を有する設備に置き換えるものであって、エネルギー使用量の削減が見込まれる設備</p> <p>(2) 事業所内に設置、又は使用する設備</p> <p>(3) 外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働する設備</p> <p>(4) 発電機能を有しない設備</p> <p>(5) 事業所のエネルギー使用に直接影響のある設備</p>	<p>以下の全ての要件を満たす工事であること。</p> <p>(1) 新規で行う、壁への断熱工事、ペアガラス設置工事、二重サッシ設置工事、ウレタン吹付工事等のリフォーム工事であって建物の断熱・遮熱性能の向上によりエネルギー消費の抑制に寄与する工事</p> <p>(2) リフォーム前後の状況を比較した際に、実施したことが視覚的に分かる工事</p>
	<p>個別の設備においては、以下の要件も満たすものであること。</p> <p>(1) 家庭用エアコンは、10年以上使用しているものから入れ替える設備であること。</p> <p>(2) 照明器具及び電球は、非LEDからLEDへ入れ替える設備であること。</p>	

補助対象経費	補助対象となる経費は、次に掲げる条件を満たす下表の経費とする。	
	(1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。	
	(2) 事業実施期間内に支払が完了した経費であること。	
	(3) 証拠資料等（見積書、納品書、請求書、領収書、成果物）によって支払金額が確認できる経費であること。	
	(3) 補助対象経費の総額が10万円以上であること。	
(4) 補助対象経費には消費税及び地方消費税を含まないこと。		
経費区分 (費目)	内容	
設計費	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の設計費	
設備費	事業遂行に直接必要な機械装置の購入（運搬に係る経費を含む）、製造（改修を含む）等に必要な経費	
工事費	事業遂行に直接必要な配管や配電等の工事、建築材料等の購入、機械装置の運搬・据付（既存設備の撤去及び廃棄処分に係る費用は除く）等に必要な経費	
補助率	補助対象経費の3分の1以内	
補助金額	上限額 500 千円	上限額 1,000 千円
	省エネルギー設備への入替え及び省エネルギー化リフォーム工事両方の補助金の交付を受ける場合の上限額は、各事業で定める額とし、その総額は1,000千円を上限とする。	